令和８年 11 月 27 日

報道機関 各位

山形県みらい企画創造部市町村課

固定資産（土地）に係る令和９年度基準地価格について

「固定資産（土地）に係る令和９年度基準地価格」が、令和８年 11 月 27 日（金）開催の第 79 回山形県固定資産評価審議会の審議を経て、本日、各市町村に通知されます。

令和９年度基準地価格の概況

（１）宅地について

24 市町村の基準地において、令和６年度と比較し価格が下落しているが、その下落幅は縮小した。

（２）田、畑、山林について

全ての市町村の基準地において、令和６年度から変動がなく、価格が「据置き」となっている。

区　分		令和9年度基準地価格			対 令和6年度基準地価格	
		指定市町村		県平均	指定市町村	県平均
土地	宅地	山 形 市	155,000 円/㎡	23,158 円/㎡	1.3%	▲1.6%
	田	酒 田 市	134,500 円/千㎡	117,010 円/千㎡	0.0%	0.0%
	畑	米 沢 市	53,500 円/千㎡	50,856 円/千㎡	0.0%	0.0%
	山林	金 山 町	32,000 円/千㎡	22,157 円/千㎡	0.0%	0.0%

（注）・基準地価格は、宅地については１㎡当たり、田、畑、山林については 1,000 ㎡当たりの価格である。

・各市町村の詳細は、別添のとおり。

【参考】

〇固定資産の評価について

（１）固定資産（土地及び家屋）については、３年に１度評価替えを行うこととされており、令和９年度が評価替え年度に当たる。

（２）各市町村においては、田、畑、宅地及び山林の基準地価格の調整結果の通知を受け、固定資産（土地）の評価替えを行い、令和９年３月末日までに土地全筆の令和９年度評価額を決定する。

〇基準地について

（１）「基準地」とは、状況の類似する地区ごとに、標準的な土地として市町村が選定した宅地（田、畑、山林）のうち、最高価格地点（田、畑、山林においては、上級の地点）である。

（２）市町村長が申し出た基準地の価格について、市町村間の評価の均衡上必要がある場合には、指定市町村にあっては総務大臣が、その他の市町村にあっては知事が所要の調整を行い、その結果（基準地価格）を通知する。

連絡先　みらい企画創造部市町村課
課長補佐　黄木（023-630-3268）
広報監　みらい企画創造部交通機能強化・DX 推進監（兼）次長　佐藤